

**令和3年度
第1回人権啓発スキルアップ講座
(受講資料)**



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
「にっこりーな」

開催期間 6月14日（月）～7月2日（金）

主催者 大阪市人権啓発・相談センター

受託者 大阪市企業人権推進協議会

プロフィール

株式会社 情報文化総合研究所

代表取締役 佐藤佳弘様



東北大学を卒業後、富士通（株）に入社。その後、東京都立高等学校教諭、（株）NTT データを経て、現在は 株式会社 情報文化総合研究所 代表取締役、武蔵野大学 名誉教授、早稲田大学大学院 非常勤講師、明治学院大学 非常勤講師、総務省 自治大学校講師。

ほかに、西東京市 情報政策専門員、東京都人権施策に関する専門家会議 委員、東久留米市 個人情報保護審査会 会長、東村山市 情報公開運営審議会 会長、東久留米市 情報公開審査会 委員、東村山市 個人情報運営審議会 委員、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会 アドバイザー、

オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会 アドバイザー、西東京市 社会福祉協議会 情報対策専門員、NPO 法人 市民と電子自治体ネットワーク 理事、大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター 客員研究員。（すべて現職）

専門は、社会情報学。1999年4月に学術博士（東京大学）を取得。主な著書に『インターネットと人権侵害』、『脱！SNSのトラブル』、『脱！スマホのトラブル』（いずれも武蔵野大学出版会）など

第1部

**【テーマ】 「インターネットと人権侵害」
～守ろう人権、守ろう職場～**

**【講師】 株式会社 情報文化総合研究所
代表取締役 佐藤佳弘さん**

インターネットと人権侵害

～守ろう人権、守ろう職場～

佐藤佳弘 (株) 情報文化総合研究所

はじめに

1 ネット社会の現状

- (1) 平成元年の社会
- (2) インターネットの普及
- (3) ネットがもたらした問題 (参考資料1)
- (4) 警察に寄せられる相談件数 (参考資料2)

2 ネット上での人権侵害

☆の項目について解説いたします。

- 2.1 名誉毀損
- 2.2 侮辱
- 2.3 信用毀損
- 2.4 脅迫
- 2.5 さらし (個人情報、プライバシー)
- 2.6 ネットいじめ (学校、職場)
- 2.7 児童ポルノ
- 2.8 ハラスメント (セクハラ、パワハラ)

☆2.9 差別

- (1) 差別・偏見を受ける人たち (参考資料3)

- (2) コロナ禍での人権侵害 (参考資料4)
- (3) コロナにまつわる誤情報 (参考資料5)
- (4) デマの特性 (参考資料6)
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策条例 (参考資料7)

3 安心・安全のネット社会へ

3.1 ネット時代の法制度

- (1) 悪質書き込みの違法性 (参考資料8)
- (2) プロバイダ責任制限法 (参考資料9、10)
- (3) サイトの常時監視義務 (参考資料11)

3.2 悪質書き込みへの対処

- (1) トラブルの未然防止 (参考資料12、13、14)
- (2) 早期発見 (参考資料15)
- (3) 被害にあったなら (参考資料16、17、18、19、20)

さいごに

◆参考資料1 ネットがもたらした問題

1. 人権侵害	21. 無断充電	41. ネットリンチ
2. 個人情報の流出	22. スマホの電磁波	42. デジタルタトゥー
3. 著作権侵害	23. ステルスマーケティング	43. お試し商法
4. 詐欺(架空請求、ワンクリック詐欺など)	24. 健康への懸念	44. アカウント乗っ取り
5. 有害・違法サイト(わいせつ、残虐など)	25. 闇サイト、闇バイト	45. エアドロップ痴漢
6. 迷惑メール(広告メール、デマメールなど)	26. デジタル万引き	46. バイトテロ
7. コンピュータ・ウイルス	27. 歩きスマホ	47. フェイクニュース
8. 出会い系サイトによる犯罪	28. スпамアプリ、不正アプリ	48. スマホ依存
9. 不正アクセス(LINE 乗っ取りなど)	29. クリックジャッキング	49. ストーカーウェア
10. スマホ中毒、依存症	30. ネット中毒、依存症	50. ディープフェイク
11. リベンジポルノ	31. 子供の高額料金	51. フェイクポルノ
12. なりすましメール	32. スキミング、カード偽造	52. デジタル誘拐
13. サクラサイト商法	33. ネット掲示板の祭り、炎上	
14. 学校裏サイト	34. ネット賭博	
15. LINE いじめ	35. サイバーねずみ講	
16. 無料サイトの釣り上げ	36. デジタルデバイド	
17. 盗撮	37. クローン携帯	
18. 肖像権侵害	38. スマホの不正入手、犯罪利用	
19. 運転中のメール・通話	39. 廃棄パソコン、スマホ	
20. スマホの盗み見	40. SNS 疲労	

出典:佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、2016年2月、P.10 から作成

◆参考資料2 警察に寄せられる相談件数



出典:「平成30年中におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」警察庁 広報資料、2019年3月7日

(備考)これ以降は、相談件数の内訳が公表されていない。

◆参考資料3 差別、偏見を受ける人たち

● 部落差別	就職 結婚 土地差別 身元調査
● 外国人	ヘイトスピーチ 入居拒否 難民
● 障害のある人	知的障害 身体障害
● 生活困難者	生活保護 ホームレス
● 女性	非婚 離婚 不妊 母子家庭
● 病気	HIV感染者 ハンセン病患者 コロナ
● 性的指向	同性愛者 LGBT ^(注)
● 性同一性障害	恋愛 結婚 戸籍
● 少数民族	アイヌの人々
● 犯罪被害者	うわさ プライバシー侵害
● 他にも	子ども 高齢者 刑を終えた人

(注)女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、性同一性障害含む性別越境者など(トランスジェンダー、Transgender)日本では、8.9%(11人に1人)。(電通、2018年10月、6万人調査)

出典:佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.78、2016年2月から作成

◆参考資料4 新型コロナでの人権侵害

- デマによる風評被害
- 個人情報のさらし
- バッシング
- 差別・偏見書き込み
- 誤情報
- その他(自粛警察など)

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料5 新型コロナにまつわる誤情報

1. 新型コロナウイルスは熱に弱く、お湯を飲むと予防に効果がある
2. お茶・紅茶を飲むと新型コロナウイルス予防に効果がある
3. こまめに水を飲むと新型コロナウイルス予防に効果がある
4. 納豆を食べると新型コロナウイルス予防に効果がある
5. ニンニクを食べると新型コロナウイルス予防に効果がある
6. ビタミンDは新型コロナウイルス予防に効果がある
7. 花こう岩などの石はウイルスの分解に即効性がある
8. 漂白剤を飲むとコロナウイルス予防に効果がある
9. 新型コロナウイルスは5Gテクノロジーによって活性化される
10. 日本で緊急事態宣言が発令されたら3週間ロックダウン(外出禁止)
11. 日本政府が4月1日に緊急事態宣言を出し、2日にロックダウン(外出禁止)を行う
12. 日赤病院が「コロナ病床が満床」「現場では医療崩壊のシナリオも想定」といった発表を行った
13. トイレtpペーパーは中国産が多いため、新型コロナウイルスの影響でトイレtpペーパーが不足する
14. 武漢からの発熱症状のある旅客が、関西国際空港の検疫検査を振り切って逃げた
15. 新型コロナウイルスについて、中国が「日本肺炎」という呼称を広めようとしている
16. 新型コロナウイルスは、中国の研究所で作成された生物兵器である
17. 死体を燃やした時に発生する二酸化硫黄(亜硫酸ガス)の濃度が武漢周辺で大量に検出された

出典:「新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査」総務省 総合通信基盤局、2020年6月

◆参考資料6 デマの特性

- 「うそ」がリツイートされる確率は「事実」よりも 70%高い。
- デマは事実よりも早く拡散する。
- バックファイヤー効果
- 真理の錯誤効果

出典：(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料7 新型コロナウイルス感染症対策条例(東京都)

(都民及び事業者の責務)

第四条 都民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症の予防に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 都民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症の患者等、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型コロナウイルス感染症に関連する者に対して、り患していること又はり患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(備考) 下線は佐藤が付加

出典：東京都新型コロナウイルス感染症対策条例、2020年4月7日施行

◆参考資料8 悪質書き込みの違法性

- プライバシー侵害 >> プライバシー侵害罪なし
- 個人情報の無断掲載 >> 一般利用者は対象外
- 肖像権侵害 >> 肖像権侵害罪なし
- 差別書き込み >> 違法とする法なし
- 名誉毀損、侮辱 >> 違法（立証の必要あり）
- 脅迫 >> 違法（立証の必要あり）
- 信用毀損 >> 違法（立証の必要あり）
- 写真の無断使用 >> 違法（立証の必要あり）

- 児童ポルノ禁止法違反
- リベンジポルノ被害防止法違反
- わいせつ物頒布罪
- 出会い系サイト規制法違反(児童誘引)
- 業務妨害罪(爆破予告など)

出典：(株)情報文化総合研究所まとめ

memo

◆参考資料9 プロバイダ責任制限法(2002年5月27日 施行)

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

(発信者情報の開示請求等)

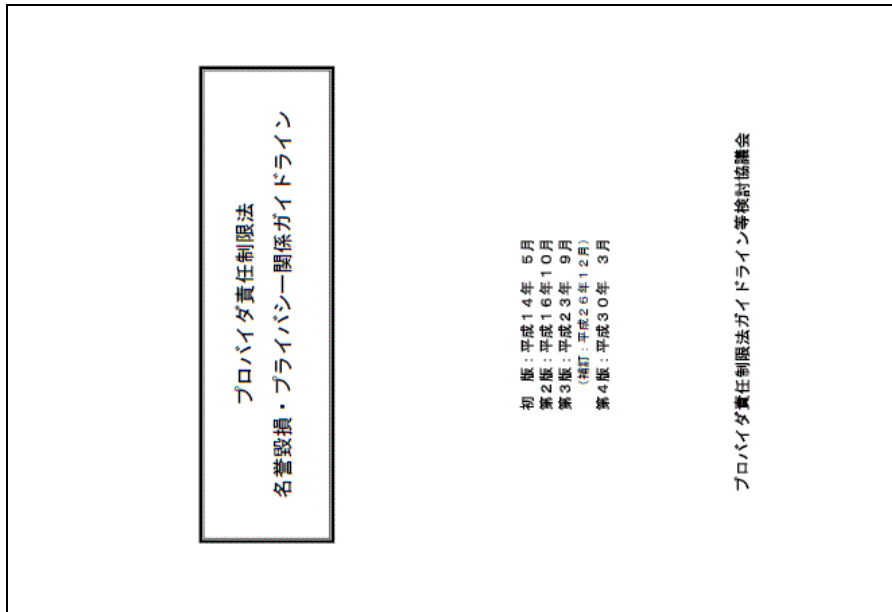
第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

◆参考資料10 名誉毀損・プライバシー関係書式と発信者情報開示関係書式

送信防止措置依頼書	発信者情報開示請求書																	
<p>書式①-1 侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書(名誉毀損・プライバシー)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>至 【特定電気通信役務提供者の名称】御中</p> <p style="text-align: center;">【権利を侵害されたと主張する者】</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 (記名) 印 連絡先(電話番号) (e-mailアドレス)</p> <p style="text-align: center;">侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書</p> <p>あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">掲載されている場所</td> <td>URL: その他情報の特定に必要な情報(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)</td> </tr> <tr> <td>掲載されている情報</td> <td>例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あなたも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">侵害情報等</td> <td>侵害されたとする権利</td> </tr> <tr> <td>権利が侵害されたとする理由(被害の状況など)</td> </tr> </table> <p>上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td>発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していません。</td> </tr> </table>	掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)	掲載されている情報	例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あなたも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。	侵害情報等	侵害されたとする権利	権利が侵害されたとする理由(被害の状況など)		発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していません。	<p>書式① 発信者情報開示請求標準書式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>至 【特定電気通信役務提供者の名称】御中</p> <p style="text-align: center;">【権利を侵害されたと主張する者】(注1)</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 印 連絡先</p> <p style="text-align: center;">発信者情報開示請求書</p> <p>【貴社・貴殿】が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法、以下「法」といいます)第4条第1項に基づき、【貴社・貴殿】が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報(以下「発信者情報」といいます)を開示下さるよう、請求します。</p> <p>なお、万一、本請求書の記載事項(添付・追加資料を含みます)に虚偽の事実が含まれており、その結果【貴社・貴殿】が発信者情報を開示された加入者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">【貴社・貴殿】が管理する特定電気通信設備等</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>掲載された情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">侵害情報等</td> <td>侵害された権利</td> </tr> <tr> <td>権利が明らかに侵害されたとする理由(注3)</td> </tr> <tr> <td>発信者情報の開示を受けるべき正当理由(複数選択可)(注4)</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> 1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため 4. 発信者に対する削除要求のために必要であるため 5. その他(具体的にご記入ください) 	【貴社・貴殿】が管理する特定電気通信設備等	(注2)	掲載された情報		侵害情報等	侵害された権利	権利が明らかに侵害されたとする理由(注3)	発信者情報の開示を受けるべき正当理由(複数選択可)(注4)
掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)																	
掲載されている情報	例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あなたも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。																	
侵害情報等	侵害されたとする権利																	
	権利が侵害されたとする理由(被害の状況など)																	
	発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していません。																	
【貴社・貴殿】が管理する特定電気通信設備等	(注2)																	
掲載された情報																		
侵害情報等	侵害された権利																	
	権利が明らかに侵害されたとする理由(注3)																	
	発信者情報の開示を受けるべき正当理由(複数選択可)(注4)																	

出典:プロバイダ責任制限法 関連情報 Web サイト

◆参考資料 11 プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン



出典:「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会、第4版 2018年3月

(備考)プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会(テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、日本インターネットプロバイダー協会の3団体で構成)

◆参考資料 12 トラブル未然防止(法人・団体がなすべきこと)

- 社内ネットの規程整備
- ソーシャルメディア利用ガイドライン
- 教育・研修・啓発の推進
- 情報セキュリティポリシーの作成
- 退職者プログラムの整備
- ネット使用のモニタリング

出典:佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.34、2016年2月から作成

◆参考資料 13 ソーシャルメディア利用ガイドラインの事例(武蔵野大学、教職員向け)

1. 法令遵守

日本国の法令を遵守するとともに、諸外国の法令や国際法規も遵守してください。特に、著作権や知的財産権などの権利を侵害しないよう、常に心がけてください。武蔵野大学の行動規範、就業規則、個人情報保護方針、個人情報管理規程などの学内規則についても遵守してください。
2. 守秘義務と機密保持

職務上で知り得た守秘義務のある情報を発信し公開しないでください。教育や研究上で知り得た機密情報や個人情報についても公開しないよう心がけてください。これは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を妨げるものではありません。
3. プライバシーの保護

自分と家族や関係者を守るために、プライバシー保護に気をつけてください。ソーシャルメディア上に公開した情報は、後に削除しても完全に消し去ることはできません。また、ひとたび拡散してしまった情報をコントロールすることは不可能です。当該メディアの利用規約や運用ルールを理解したうえで利用してください。また、他者のプライバシー、個人情報、肖像写真等について扱う場合は、原則として相手方の了解が必要です。
4. 人権や倫理の尊重

人権や民族に関連した中傷や侮辱(ヘイト・スピーチ)、他者が嫌悪感をおぼえる性的な表現、公序良俗に反する内容、公共性・公益性を損なう内容、他者の名誉を損なう内容等は、特定の法律規定に違反しない場合であっても、人権尊重の基本理念や倫理に反するものであり、これらの内容を含む表現をしてはなりません。また、政治・宗教など異論が出たり扇動的になったりする可能性のある話題については、十分に配慮してください。
5. 免責文の記載

武蔵野大学の教職員であることを明らかにした上でコミュニケーションする場合には、自身の発言、行動が武蔵野大学の意見・見解を代表、代弁するものではないことを必ず明記してください。

出典:武蔵野大学教職員向けソーシャルメディア利用ガイドライン

◆参考資料 14 従業員のモニタリングを実施する上での留意点(経済産業省)

1. モニタリングの目的、すなわち取得する個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、社内規程に定めるとともに、従業員に明示すること
2. モニタリングの実施に関する責任者とその権限を定めること
3. モニタリングを実施する場合には、あらかじめモニタリングの実施について定めた社内規程を策定するものとし、事前に社内に徹底すること
4. モニタリングの実施状況については、適正に行われているか監督、または確認を行うこと

出典:経済産業省

◆参考資料 15 早期発見(法人・団体がなすべきこと)

- 相談窓口の設置
- 通報窓口の設置
- ネット監視

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

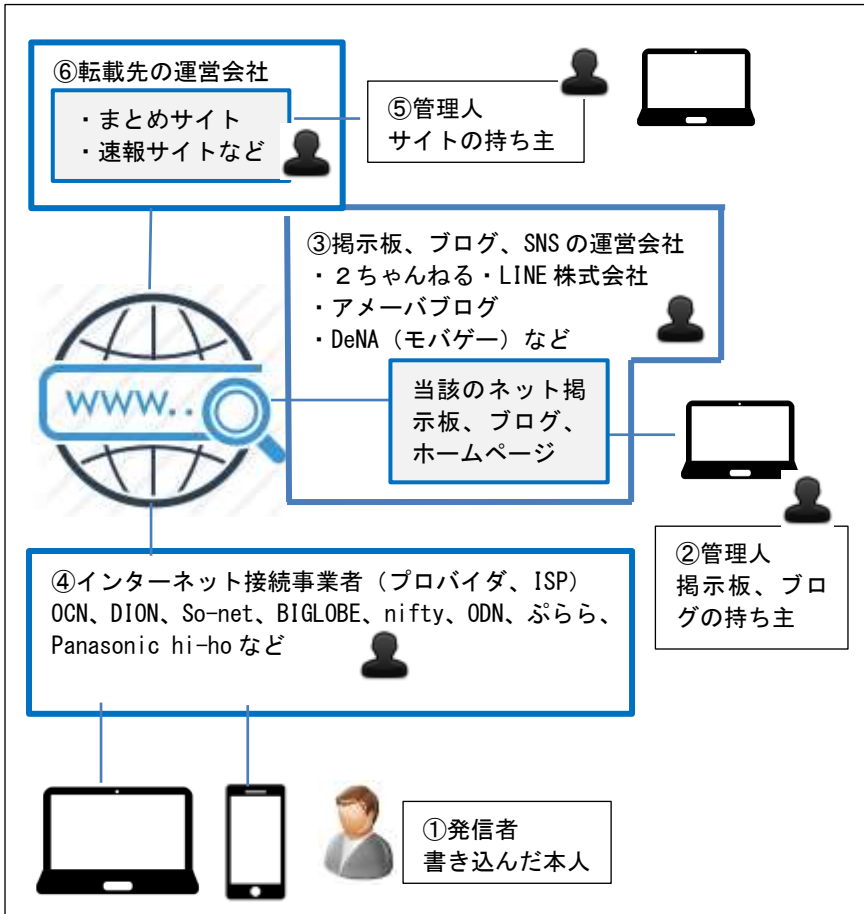
◆参考資料 16 書き込み削除の困難性

1. 書き込みの関係者 >> 一人ではない。
2. 拡散した書き込み >> 一括削除の手続きなし
3. ネット上での削除要求 >> 反論されて、こじれる。
4. 5ちゃんねる掲示板 >> 書き込んだ本人でも削除できない。
5. 削除依頼フォーム >> 公開される。炎上を招く。
6. プロバイダ責任制限法 >> 削除義務なし。
7. SNS(Twitter、Facebook) >> 英語で削除手続き
8. 法務省からの削除依頼 >> 強制力なし
9. 裁判所の仮処分命令 >> 手続、費用、時間、案件ごと
10. 再び書き込まれたら >> またイチからやり直し

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

memo

◆参考資料 17 ネット書き込みの関係者



出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.113、2016年2月

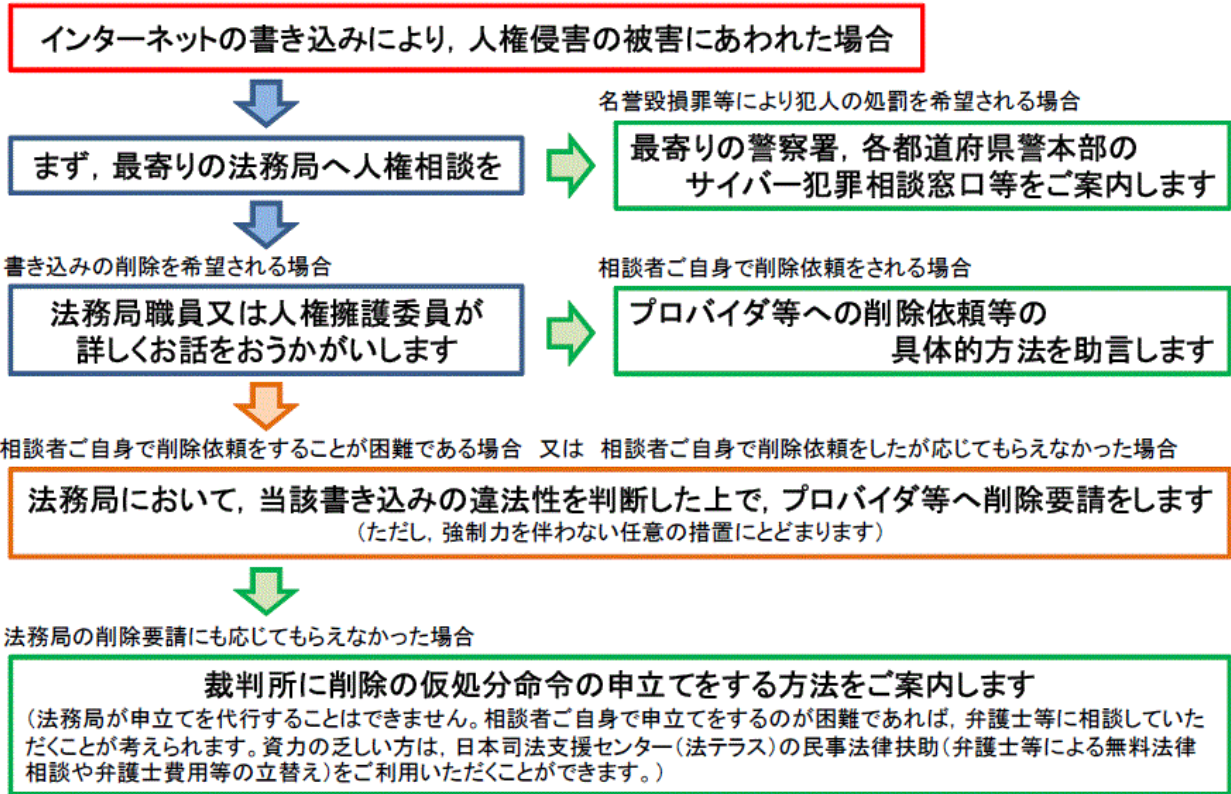
◆参考資料 18 ネット風評被害への対処

- ネット人権侵害の専門家に相談
 - －法務省の人権擁護機関(法務局、地方法務局)
 - －違法・有害情報相談センター(総務省支援事業)
 - －セーフインターネット協会(SIA)
 - －ネットトラブルに詳しい弁護士
- 削除仮処分命令の申し立て
- 発信者の特定
- 刑事告訴、民事訴訟
- 従業員の処分
- ステークホルダーへの説明
- いち早く公式サイトに公式見解

(連絡先)

- ・人権侵害で困っている場合 | 法務局、地方法務局 Tel:0570-003-110 (みんなの人権 110 番)
- ・悪質書き込みで困っている場合 | 違法・有害情報相談センター <https://www.ihaho.jp/>
- ・誹謗中傷で困っている場合 | 誹謗中傷ホットライン (SIA) <https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>
- ・迷惑メールで困っている場合 | 迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/denwa/call.html>
- ・課金請求で困っている場合 | 国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/soudan/>
- ・ワンクリック請求で困っている場合 | 情報処理推進機構 安心相談窓口 <http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>
- ・違法・有害情報の通報 | インターネットホットラインセンター <https://www.iajapan.org/hotlinecenter/illegal-full.html>

◆参考資料 19 法務省(人権擁護機関)の対応



出典:平成 30 年における「人権侵害事件」の状況について(概要)～法務省の人権擁護機関の取組～

◆参考資料 20 削除の仮処分命令の申立て(提出すべき書類)

- 仮処分命令申立書正本
- 証拠説明書
- 疎明(そめい)資料の写し
- 訴訟委任状
- 自社の現在事項全部証明書
- 相手方の現在事項全部証明書

出典:(株)情報文化総合研究所調べ

<参考:無料で視聴できます>

- ◆佐藤が制作した保護者向け啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」
京都市人権ナビ https://kyoto-jinken.net/material_movie/d-95/
- ◆佐藤が監修した人権啓発CM「インターネットでの誹謗中傷は絶対にやめよう!!」
YouTube 東京都人権部チャンネル <https://www.youtube.com/watch?v=QADXNqT3Q9g>

<参考:無料で閲覧できます>

- ◆佐藤が寄稿した記事「ネットに溺れる子どもたち…大人に何ができるのか」
読売新聞オンライン <https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/20181106-0YT8T50064/>

佐藤 佳弘 (SATO, Yoshihiro)



東北大学を卒業後、富士通（株）に入社。その後、東京都立高等学校教諭、（株）NTT データを経て、現在は（株）情報文化総合研究所 代表取締役、武蔵野大学 名誉教授、早稲田大学大学院 非常勤講師、明治学院大学 非常勤講師、総務省自治大学校 講師。

他に、西東京市 情報政策専門員、東京都人権施策に関する専門家会議 委員、東久留米市 個人情報保護審査会 会長、東村山市 情報公開運営審議会 会長、東久留米市 情報公開審査会 委員、東村山市 個人情報保護運営審議会 委員、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会 アドバイザー、オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会 アドバイザー、西東京市 社会福祉協議会 情報対策専門員、NPO 法人 市民と電子自治体ネットワーク 理事、大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター 客員研究員。（すべて現職）

専門は、社会情報学。1999年4月に学術博士（東京大学）を取得。

主な著書ーネット社会の理解に役立ちます。参考にどうぞ。



武蔵野大学出版会
2,200 円



武蔵野大学出版会
1,980 円



武蔵野大学出版会
1,485 円



武蔵野大学出版会
1,485 円



源
1,362 円

令和3年度 第1回人権啓発スキルアップ講座

インターネットと人権侵害

2021年6月 第1版

株式会社 情報文化総合研究所
代表取締役 佐藤 佳弘
e-mail: icit.sato@nifty.com
223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14
Tel: 045-544-2189 Fax: 045-544-2134
<http://www.icit.jp/>

本資料は著作物です。著作権法を遵守の上、ご利用ください。

クイズー人権侵害

○ か × で答えましょう。

No	問題	答え
1	刑法にプライバシー侵害罪はない。	
2	悪質書き込みを訴えた場合、損害賠償金よりも裁判費用の方が多くかかる。	
3	一般私人が無断で他人の個人情報ネットに掲載しても刑罰はない。	
4	障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の書き込みを禁止する法はない。	
5	被害者が法 ^(注1) に基づいて削除申請した場合、プロバイダは悪質書き込みを削除することが義務付けられている。	
6	プロバイダ等 ^(注2) には書き込みを常時監視する義務がない。	
7	ネットに拡散した悪質書き込みを一括で削除する手続きはない。	
8	誹謗中傷があったら、その掲示板で即座に反論、抗議すべきである。	
9	ネット上の人権侵害は民事であるため、法務局から削除要請はできない。	
10	削除依頼フォームが用意されている場合は、削除の際に利用するとよい。	

(注1) プロバイダ責任制限法 (2002年5月27日施行)

(注2) プロバイダ等：プロバイダ、サーバの管理・運営者、ネット掲示板の管理者

第2部

【テーマ】 「コロナ時代の人権啓発」

～実施ノウハウを活用せよ～

【講師】 株式会社 情報文化総合研究所

代表取締役 佐藤佳弘さん

コロナ時代の人権啓発

～実施ノウハウを活用せよ～

佐藤佳弘 (株) 情報文化総合研究所

はじめに

1 新型コロナ対応

1.1 オンライン研修

- (1) ライブ講演の形態
- (2) Web 会議ツール (参考資料1)
- (3) オンラインのリスク (参考資料2)
- (4) 必ず行え接続テスト (参考資料3、4)
- (5) 会場の設営
- (6) グループワーク
- (6) オンライン研修の課題 (参考資料5)

1.2 ビデオ収録

- (1) ビデオ収録の形態
- (2) プロンプターの必要性
- (3) 収録データの有効期限

1.3 ビデオ制作

- (1) ビデオ制作の形態
- (2) 講師料と制作費
- (3) ビデオの品質

2 著作権への配慮

- (1) 著作権への配慮
- (2) 著作権と所有権
- (3) 著作権の種類（参考資料6）
- (4) 著作権の譲渡

3 収録データの利用

- (1) 研修内容は著作物
- (2) 録画データ内の著作物
- (3) ネット配信
- (4) 著作権の注意書き（参考資料7）

4 研修の改善

- (1) 改善の基本
- (2) アンケートの目的

- (3) 受講者アンケートで改善
- (4) 設問設計のノウハウ
- (5) 集計分析のノウハウ
- (6) 自由記入欄の分析

5 前向きにさせる研修

- (1) 会場レイアウト
- (2) 重要な会場設営
- (3) 新型コロナ対策
- (4) 集中できる会場作り
- (5) パソコンも機械だ (参考資料 8)
- (6) 演題、副題の付け方

6 講師選びのノウハウ

- (1) 良い講師の見つけ方 (参考資料 9)
- (2) こんな講師はNG (参考資料 10)
- (3) 講師の本音 (参考資料 11)

さいごに

◆参考資料1 Web 会議ツールのシェア

- Zoom 35%
- Microsoft Teams 18%
- Skype 18%
- Webex 11%

出典:MM 総研「SaaS・コラボレーションツール利用動向調査」2020年5月22日

◆参考資料2 オンラインのリスク

- ノイズ
- 機器障害
- 通信障害
- 不正参加

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料3 接続テスト チェック項目

- 1)会場側のスピーカー音量
- 2)会場側の入力切替(講師音声、会場マイク)
- 3)講師側マイクの音量
- 4)講師音声の音飛び
- 5)画面の共有切り替え
- 6)動画再生(音飛び、コマ飛び)

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料4 Webex Meetings Web アプリの制限

1. Webex Meetings Web アプリにはホワイトボード パネルが表示されない。
2. Meetings のブレイクアウトセッションではコンテンツの共有は使用できない。
3. プレゼンターはキーボードとマウスのコントロールを Webex Meetings の Web アプリを使用して参加する出席者に渡すことはできない。
4. Internet Explorer ブラウザから参加する出席者は他の参加者のビデオを映し出したり、自分のビデオをオンにできない。(Chrome、Firefox、Safari、または Edge ブラウザを使用せよ。)
5. 仮想背景は、Web アプリではサポートされていない。
6. 出席者がネットワークから切断すると音声接続の状態が正しく表示されなくなる。
7. デスクトップ アプリを使用する参加者が [共有] >[ファイル] で動画を共有すると、動画は Web アプリ上には表示されない。

出典: Cisco Webex Help Center 2021年4月29日から作成

◆参考資料5 オンライン研修の課題

- 1)個別質問、個別相談への対応
- 2)グループワークの方法
- 3)参加者の状況の把握

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料6 著作権の種類

- 著作者人格権
 - (1) 公表権
 - (2) 氏名表示権
 - (3) 同一性保持権
- 著作者財産権
 - (1) 複製権
 - (2) 上演権・演奏権
 - (3) 上映権
 - (4) 公衆送信権
 - (5) 口述権
 - (6) 展示権
 - (7) 頒布権
 - (8) 譲渡権
 - (9) 貸与権
 - (10) 翻訳権・翻案権
 - (11) 二次的著作物の利用権

他に著作隣接権もある。

◆参考資料7 著作権に関する注意書き(例)

このビデオは、(株)情報文化総合研究所が人権啓発スキルアップ講座での講義を目的に制作したものです。従って、このビデオに収録された映像・音声等を有償・無償に関わらず、無断で複製・貸与・公衆送信・上映等を行うことは、法律で禁止されています。

出典:(株)情報文化総合研究所

◆参考資料8 講演のための設定

- 画面の解像度
- マウスポインタの速度、軌跡
- 音声読み上げの停止
- ウィンドウ自動整列の停止
- スピーカー音量の調整(不必要ならミュートにする)

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料9 良い講師の見つけ方

- 1) 自ら講演を聴く。
- 2) 過去の主催者に評判を聞く。
- 3) 社会的な活動をチェックする。
 - ・ 国や自治体の委員活動
 - ・ 著書の出版
- 4) 講演実績を見る。

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料 10 こんな講師はやめておけ

- 1)メールの返信が遅い講師
- 2)金額を問題にする講師
- 3)人からの紹介には要注意
- 4)肩書で決めた講師
 - ・大学教授はピンキリ

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料 11 講師に伝えるべき情報

- 研修会名
- 実施年月日
- 開始時刻
- 持ち時間
- 会場名
- 対象者
- 見込み人数
- 手話の有無
- 全体スケジュール
- ネット掲載の有無

出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

memo

佐藤 佳弘 (SATO, Yoshihiro)



東北大学を卒業後、富士通（株）に入社。その後、東京都立高等学校教諭、（株）NTT データを経て、現在は（株）情報文化総合研究所 代表取締役、武蔵野大学 名誉教授、早稲田大学大学院 非常勤講師、明治学院大学 非常勤講師、総務省自治大学校 講師。

他に、西東京市 情報政策専門員、東京都人権施策に関する専門家会議 委員、東久留米市 個人情報保護審査会 会長、東村山市 情報公開運営審議会 会長、東久留米市 情報公開審査会 委員、東村山市 個人情報保護運営審議会 委員、埼玉県 人権施策推進懇話会 委員、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会 アドバイザー、オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会 アドバイザー、西東京市 社会福祉協議会 情報対策専門員、NPO 法人 市民と電子自治体ネットワーク 理事、大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター 客員研究員。（すべて現職）

専門は、社会情報学。1999年4月に学術博士（東京大学）を取得。

主な著書ーネット社会の理解に役立ちます。参考にどうぞ。



武蔵野大学出版会
2,200 円



武蔵野大学出版会
1,980 円



武蔵野大学出版会
1,485 円



武蔵野大学出版会
1,485 円



源
1,362 円

令和3年度 第1回人権啓発スキルアップ講座

インターネットと人権侵害

2021年6月 第2版

株式会社 情報文化総合研究所
代表取締役 佐藤 佳弘
e-mail: icit.sato@nifty.com
223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14
Tel: 045-544-2189 Fax: 045-544-2134
<http://www.icit.jp/>

本資料は著作物です。著作権法を遵守の上、ご利用ください。